

## 説明用原稿（修正版）

### POINT 1 子ども・子育て支援金制度って何？

- 令和8年度からスタートする「子ども・子育て支援金制度」とは、社会連帯の理念を基盤に、こどもや子育て世帯を、全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みです。
- 令和8年4月保険料（5月末納付分）より一般保険料や介護保険料とあわせて、新たに「子ども・子育て支援金」を徴収することとなります。
- それに伴い納入告知書（請求書）には、第3の費目として子ども・子育て支援金加わることになります。
- 子ども・子育て支援金の徴収は、国からの要請であり法令事項です。子ども・子育て支援法において、（後ほどご説明いたします）「少子化対策を本格化するための様々な施策（加速化プラン）」に必要な費用に充てるため、国は、健保組合などの医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収することとし、医療保険者は、納付金を納付する義務を負うことが定められました。また、納付金に充てる子ども・子育て支援金については、健康保険法において保険料と位置づけられたため、健保組合は、これまでの保険料と同様に被保険者及び事業主から徴収しなければなりません。
- ただし、法律上保険料と規定されても、健保組合が加入者のために行う保険給付や保健事業に充てることは出来ないため、あくまで国の代わりに徴収するし、納付するだけとなります。

### POINT 2 納めた支援金は何に使われるの？

- 支援金は、「こども未来戦略」において、我が国の少子化対策を本格化するための様々な施策が盛り込まれた「加速化プラン」が策定され、その財源を担うものです。具体的には、児童手当の抜本的拡充、妊婦のための支援給付（令和7年4月から制度化）、出生後休業支援給付率の引き上げ（令和7年4月から）、育児時短就業給付の創設（令和7年4月から）、こども誰でも通園制度（令和8年4月から給付化）、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置（令和8年10月から）等に充てられます。

### POINT 3 どのくらい負担するの？

- 子ども・子育て支援納付金の令和8年度から令和10年度までの総額の目安は、令和8年度は約6千億円、令和9年度は約8千億円、令和10年度は約1兆円とされ、健保連の試算では、支援金率は0.3%程度からスタートし、令和10年度には0.4%程度に段階的に上がる見込みです。ただし、国が令和10年度に最大規模を決めているため、今後、健康保険料や介護保険料のように右肩上がりが増え続けることはありません。
- なお、健保組合が行う支援金の徴収は、代行徴収的な位置づけのため、協会けんぽや健保組合等の被用者保険のあいだで支援金率の格差が生じることのないよう、国が一律の率を示し、原則その率で健保組合は徴収することになります。
- また、令和8年度の被保険者に係る支援金額は、各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額に子ども・子育て支援金率を乗じて得た額となります。例えば、標準報酬月額が30万円の方の場合、一律の支援金率が0.23%となるので、30万円に0.23%を乗じた690円（事業主負担345円：被保険者負担345円）

が毎月の負担額になります。賞与が支給される月は、同じように標準賞与額に一律の支援金率を乗じて得た額が負担額となります。

□保険料の負担割合については、高齢者や企業を含む全世代・全経済主体が支援金を拠出する、新しい分かち合い・連帯の仕組みといった制度の趣旨を踏まえ一律の率と同様に協会けんぽや共済組合と同じ負担割合とするため、原則折半でお考え下さい。

## 子ども・子育て支援金制度の Q&A

Q1、Q2 はこども家庭庁 HP より抜粋（一部改編）

### Q1. なぜこどもがいない方や子育てを終えている方まで払わなければならないのですか？

- 少子化・人口減少の問題は、日本の経済全体、地域社会全体の問題であり、こどもがいない方や子育てを終えている方などにとっても、極めて重要な課題です。
- したがって、支援金を充てる給付を直接受けない方にとっても、少子化対策によって我が国の経済・社会システムや地域社会を維持し、国民皆保険制度の持続可能性を高めることは、かけがえのない重要な意義を持つものです。
- また、事業主の皆様にとっても、実効性のある少子化対策の推進は、労働力の確保や国内市場の維持の観点から、極めて重要な受益になります。

### Q2. 子ども・子育て支援金の創設により負担が増えるのではないですか？

- 今回、総額 3.6 兆円規模の給付拡充を図ることとしていますが、その財源確保に当たっては、現下の経済状況や財政状況を踏まえ、増税か国債発行かではなく、社会保障分野における歳出改革等に取り組むこととしています。具体的には、既定予算の最大限の活用等と歳出改革等による公費節減の効果で 7 割（2.6 兆円）を確保することとしており、残る 1 兆円について、支援金制度を創設して確保することとしています。
- 支援金制度は、こどもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える仕組みとして皆様に拠出をお願いするものですが、支援金として拠出いただく 1 兆円分については、医療・介護の徹底した歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築することにより、実質的な負担が生じない（社会保障負担率（※）を上昇させない）こととしています。

※ 国全体でみた国民所得に対する社会保険料負担の割合

### Q3. 子ども・子育て支援金の創設にあたり、国は歳出改革を行うとしていますが、どのようになっていますか？

- 歳出改革については、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）に沿って、令和 10 年度までの各年度の予算編成過程において具体的な内容を検討・決定していくこととし、次にとおりとなりました。
- 詳細は次のページをご参照ください。

## 「こども未来戦略」における社会保険負担の軽減に向けた取組

厚生労働省  
公表資料

### 「こども未来戦略」(抄) (2023年12月22日閣議決定)

歳出改革と賃上げによって**実質的な社会保険負担軽減の効果**を生じさせ、その範囲内で、2026年度から段階的に2028年度にかけて支援金制度を構築することとし、2028年度に1.0兆円程度の確保を図る。

### 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」(抄) (2024年法律第47号)

附則第47条 政府は、この法律の施行にあわせて、…「こども未来戦略」…に基づき、社会保険負担率…の上昇の抑制に向けて、全世代型社会保障制度改革…の徹底を図るものとし、子ども・子育て支援納付金…の導入に当たっては、次項各号に掲げる各年度において、子ども・子育て支援納付金…を徴収することにより当該年度の社会保険負担率の上昇に与える影響の程度が、**令和5年度から当該各年度まで全世代型社会保障制度改革等…及び労働者の報酬の水準の上昇に向けた取組を実施することにより社会保険負担率の低下に与える影響の程度を超えないものとする。**

#### ◆2026年度の社会保険負担軽減効果

	負担軽減効果	控除分
薬価等改定	▲0.21兆円	
診療報酬改定	+0.14兆円	(+0.46兆円)
介護報酬改定		(+0.13兆円)
高額療養費の見直し	▲0.07兆円	
食品類似医薬品の薬剤給付適正化	▲0.01兆円	
長期収載品の選定療養拡大	▲0.01兆円	
<b>2026年度 合計</b>	<b>▲0.17兆円</b>	<b>(+0.59兆円)</b>

#### ◎大臣折衝事項(令和7年12月24日)(抄)

雇用者報酬の増加によって生じる**社会保険負担軽減効果**も踏まえ、2026年度においては、令和8年度診療報酬改定、介護報酬改定のうち、  
① **医療介護の現場従事者の賃上げに充当される措置**であって、政府経済見通し等に照らして合理的に見込まれる一人当たり賃金の増加率を踏まえて措置されるもの、及び、  
② **医療現場の今後の物価上昇への対応に係る措置**であって、政府経済見通し等に照らして合理的に見込まれる消費者物価指数の増加率を踏まえて措置されるものによって生じる追加的な社会保険負担については、追加的な社会保険負担額から控除する。

社会保険に係る国民負担率を社会保険料率でみた場合  $\text{社会保険負担率} = \frac{\text{社会保険負担(医療介護の賃上げ・物価対応による増)} + \text{雇用者報酬(雇用者全体の賃上げによる増)}}{\text{雇用者報酬}}$

**2023～2026年度で ▲0.60兆円程度**  
(2028年度1.0兆円程度まで2年間で残り▲0.4兆円程度を積み上げる必要)

(参考) 2023年度、2024年度、2025年度の社会保険負担軽減効果

	負担軽減効果	控除分		負担軽減効果	控除分		負担軽減効果	控除分
薬価改定	▲0.15兆円		薬価等改定/薬価制度見直し	▲0.26兆円		薬価改定	▲0.12兆円	
前期財政調整における報酬調整		(+0.09兆円)	診療報酬改定	+0.05兆円	(+0.15兆円) <sup>※</sup>	2025年度 合計	▲0.11兆円	-
後期高齢者の保険料負担の見直し			介護報酬改定	+0.04兆円	(+0.06兆円) <sup>※</sup>			
2023年度 合計	▲0.15兆円	(+0.09兆円)	介護の1号保険料見直し		(+0.04兆円)			
			2024年度 合計	▲0.17兆円	(+0.25兆円)			

※医療従事者・介護従事者に対する処遇改善のための加算措置分

#### Q4. 人事給与システムを改修し、給与明細に子ども・子育て支援金を表示する必要がありますか？

- こども家庭庁の事務連絡において、被保険者から保険料を徴収する際に保険料額の内訳として子ども・子育て支援金額を示すことは法令上の義務ではありませんが、支援金制度が社会全体でこどもや子育て世帯を応援する趣旨であることを踏まえて、給与明細書にその内訳を示す取組についてご理解・ご協力をお願いしたいこととしています。
- また、給与明細書に内訳を示すことが難しい場合も、保険料の一部に子ども・子育て支援金が含まれることについて、被保険者に周知頂きたいとのことです。
- なお、上記につきましては、こども家庭庁より経団連等の事業主団体を通じて企業等に依頼しており、各健康保険組合等においても、事業主への協力依頼に努めることが求められております。

#### Q5. 子ども・子育て支援金の徴収はいつから始まりますか？

- 施行期日が令和8年4月1日になりますので、令和8年4月分保険料(5月納付分)より徴収開始になります。  
※なお、医療保険者が国(支払基金)へ納付する子ども・子育て支援納付金の請求時期については、こども家庭庁において、初年度は、各医療保険者の支援金収入がある程度積みあがってから開始(初回の納期は9月)することとなります。
- また、子ども・子育て支援金の徴収に関しては、社会保険制度の中でも医療保険制度は、

- i) 他の社会保険制度（厚生年金、介護保険等）と比較して賦課対象者が広いこと
- ii) 現行制度においても、後期高齢者支援金や出産育児支援金など、世代を超えた支え合いの仕組みが組み込まれていること
- iii) 急速な少子化・人口減少に歯止めをかけることが、医療保険制度の持続可能性を高めることから、子ども・子育て支援金は医療保険料とあわせて徴収されることとなりました。

#### Q6. 子ども・子育て拠出金（旧：児童手当拠出金）と子ども・子育て支援金との違いは何ですか？

- 子ども・子育て拠出金は、児童手当の他、仕事と家庭の両立を支援する事業として、放課後児童クラブ、延長保育事業、病児保育事業、企業主導型保育事業、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業、0～2歳児に係る保育の運営費等に充てられていますが、事業主が従業員の仕事と子育ての両立を支援し、将来の労働力の確保に資するという観点から、事業主の皆様へ拠出いただいています。
- 一方で、子ども・子育て支援金は、児童手当の拡充や、こども誰でも通園制度、妊婦のための支援給付、出生後休業支援給付、育児時短就業給付等に充てられますが、少子化・人口減少が危機的な状況にある中、これらの子ども・子育て政策の給付拡充のため、社会連帯の理念を基盤に、こどもや子育て世帯を、全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、ご高齢の方や事業主の皆様を含む全世代・全経済主体から、医療保険料とあわせて拠出いただくものです。
- また、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定（育児休業給付関係）を統合し、子ども・子育て支援特別会計が令和7年度に創設されました。（参考参照）
- なお、子ども・子育て拠出金については、こども家庭庁と事業主団体が協議をしながら制度運営がなされていますが、昨年度の「事業主団体との協議の場」においては、事業主団体側から拠出金の在り方について検討すべきとの意見が出されており、「事業主団体との協議の場」において協議が行われていくものと承知しております。

## 子ども・子育て支援特別会計の創設

こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、**年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定（育児休業給付関係）を統合し、子ども・子育て支援特別会計を令和7年度に創設する。**

【特別会計に関する法律】

① **子ども・子育て支援特別会計は、児童手当、子どものための教育・保育給付、妊婦のための支援給付、乳児等のための支援給付、育児休業等給付等に関する**政府の経理を明確にすることを目的とする。****

② 子ども・子育て支援特別会計を「**子ども・子育て支援勘定**」及び「**育児休業等給付勘定**」に区分し、**子ども・子育て支援勘定は内閣総理大臣が、育児休業等給付勘定は厚生労働大臣が管理する。** ※主な歳入・歳出は右図のとおり。

③ 事業主拠出金、子ども・子育て支援納付金、雇用保険料といった**特定の財源に係る決算剰余金**が、**特定の財源を充当する経費以外に使われることのないよう**、子ども・子育て支援勘定に「**積立金（事業主拠出金）**」及び「**子ども・子育て支援資金（子ども・子育て支援納付金）**」、育児休業等給付勘定に「**育児休業給付資金（育児休業給付に充てる雇用保険料）**」を置き、**分別管理する。**

※ 上記に伴い、年金特別会計・労働保険特別会計にかかる規定につき所要の整備を行う。

